

志賀(近地)禪季と泊寺について

吉良国光

はじめに

建治二年（一二七六）豊後国大野荘地頭志賀泰朝と禪季の間で行われた異国警固をめぐる相論は、かつて惣領制研究において惣領制崩壊の事例として取り上げられることが多く^{〔1〕}た。しかし禪季をめぐる諸問題を総合的に見てみると、単純に惣領制で割り切ることのできない諸問題が多く含まれているようと思う。本稿では、禪季をめぐる諸問題を総合的に取り上げ、その中でこの問題にも触れてみたい。

第一節 近地名・泊寺の相続をめぐつて

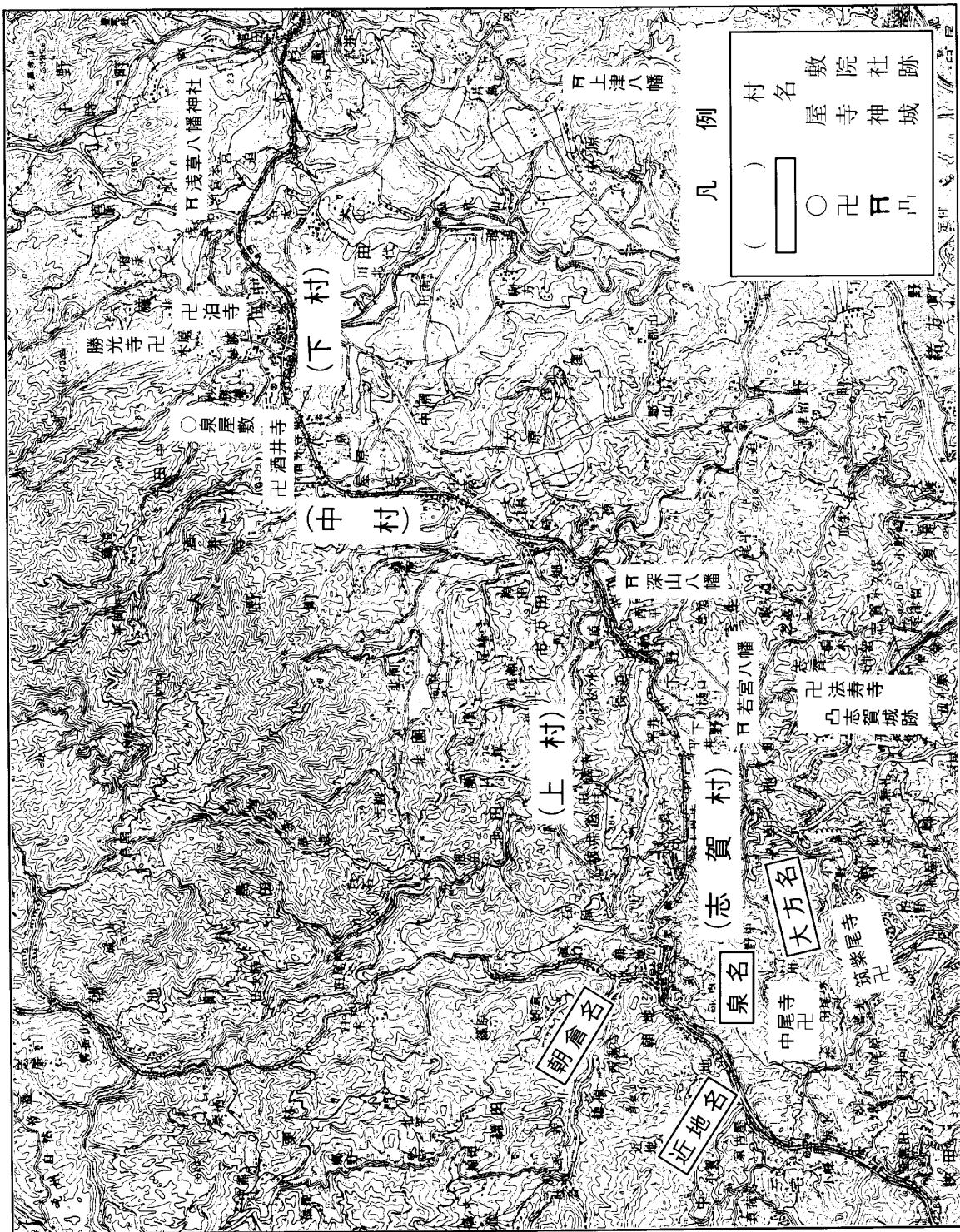
弘安八年（一二八五）の豊後国大田文案^{〔2〕}（表一）によると、大野荘の田数は三〇〇町、領家は三聖寺とある。大野荘の立券は緒方英夫による^{〔3〕}と、藤原忠通の家司源季兼が豊後守在任中の康治二年（一一四三）から久安五年（一一四九）の頃であり、忠通領として成立し、その後九条兼実から宜秋門院、更に道家へと相伝され、道家が円爾弁円に寄進し、弁円から三聖寺に寄進されて、三聖寺領として成立したとされている。一方平安末期以来大野荘に本拠地をおいた豊後大神一族の大野氏は、承元二年（一二〇八）以前反乱により所領を没収され、大野荘の地頭職は中原親能が帶し、親能から大友能直へ譲与されている^{〔4〕}。更に貞応二年（一

表(1) 豊後国大田文案 弘安8年(1285)

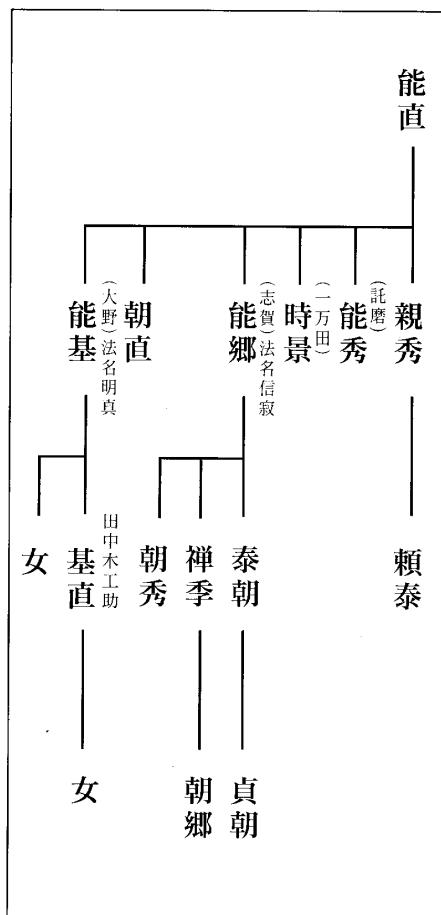
大野荘 300町		
領家 三聖寺		
地頭	中村	76町 戸次重頼
	下村 (100町)	69町9段小 大野基直跡同女子
		22町1段300歩 大野基直妹
		5町6段300歩 同氏女妹善修理亮広衡妻、今死去、子息鶴丸
		2町2段 助阿闍梨良慶
	上村 (51町)	25町5段 横尾尼跡(御所女房按察御局)
	25町5段 一万田景直跡(同孫鶴丸)	
	志賀村 (73町)	36町5段 諂磨能秀、時秀・資秀・泰長
		33町1段小 志賀泰朝嫡子貞朝
		3町3段(大脱カ) 大輔阿闍梨禪季

「二二三」、能直は妻深妙に「数字の母堂為るの上、年来の夫婦為るに依」って大野荘地頭職と相模國大友郷地頭郷司職を譲与している。深妙は延応二年（一二四〇）大野荘地頭職を子息に分割譲与した（表二）。後掲の文永二年（一二六五）の深妙の置文（E）によると、大野庄は能直の遺言に任せて朝直に譲るはずであるが早世したので、兄能郷に「そう」（惣）を譲るべきであるが、病弱のため、男女の子息に分割譲与するとある。この譲与により、大野荘には莊全体を統括する惣地頭は存在しなくなり、分割譲与された各地頭は、それぞれ独自に各所領内において領主支配を確立していくこととなる。又この惣配分状によると、下村だけが能基（明真）一人に譲られており、しかも「但故豈前々司墓堂

(大野莊関係要圖)



大友志賀氏略系図



表(2) 尼深妙惣配分状 延応2年(1240)4月6日

大友親秀	相模国大友郷地頭郷司職
詫磨能秀	大野庄志賀村半分地頭職(在別注文)
一万田景直	大野庄上村半分地頭職(在別注文)
志賀能郷	大野庄志賀村半分地頭職(在別注文)
豊前能基	大野庄下村地頭職 (但故豊前々司墓堂寄付院主職)
女子犬御前	大野庄中村地頭職
女子美濃局	大野庄上村半分地頭職(在別注文)
帶刀時直後家分 (数字有り)	大野庄中村内保多田名

寄附院主職也」と但し書きが付けられている。この点について渡辺澄夫は下村には能直の墓堂や深妙の逆修房(の墓堂(泊寺))があり、能基(明真)を僧としてここに入れ、二親の現当二世の供養をさせるためであり、墓堂や菩提寺の恒例臨時の法会や維持の料所として下村を譲つたとされている。⁷⁾又この時志賀能郷に譲られた志賀村半分(南方)の具体的な所領内容は表(3)の通りである。⁸⁾能郷は、病弱であった事もあり、正嘉三年(一二五九)志賀村南方を含めて其の所領を志賀泰朝に譲与している⁹⁾。

表(3) 志賀村名々并上家分田畠在家等中分注文 延応2年(1240)4月6日

大方名	田数7町半	本在家5家
泉名	田数2町3反半	本在家2家
近地名	田数3町3反大	本在家2家
朝倉名	田数5町1反300歩	本在家3家
御用作田2町5反内	7反 桑原 5反 赤瀧 1町3反 久木(此の内1町者 酒井寺経免に寄付)	
上家分在家	(屋敷)	(田)
	一所 大窪五郎	1町 1町5反
	一所 羽月	4反300歩 1町5反
	一所 大森五郎	8反 1町5反
	一所 上別当	3反 1反
	一所 仲五郎	5反240歩 6反
	一所 米次郎入道	3反
	一所 公文	5反 1反(但半分定)
	一所 田村次郎跡	1町4反 3反
	一所 鷹匠跡	1町 2反
大方分田畠	一所 笠四郎跡	9反 2反
	一所 石仏	3反120歩 5反
	一所 佐多	7反120歩 2反
	一所 桧物跡	7反240歩 3反
	一所 清五	6反 3反
	一所 泉柚木	6反240歩 2反

以上 名田(4名) 17町9反180歩 本在家12家
用作 2町5反

上家分在家田畠15家(大方分8家)
田 10町180歩(大方分6町4反)
菌 7町8反(大方分2町2反)

(A) 沙彌明真能基・藤原基直連署状¹⁰

(志賀禪季)

尼深妙 在判
藤原泰朝 在判

大野庄下村内於泊寺院主職者、可為帥公之沙汰、但云彼寺之勤行、云地頭之祈禱、任先例可致其沙汰之状、如件

弘長貳年八月三日

沙彌明真能基 (花押)
藤原基直能基 (花押)

(B) 尼深妙讓状¹¹

讓與 所領事

在豊後国大野庄内志賀村半分地頭職

右當庄者(中略)而分讓當庄於男女子息孫子等之内、於志賀村半分者、

所讓與孫子太郎志賀泰朝也、更不可有向後之妨、但此内名田壹所者、所思

宛同孫子帥房禪季泰朝也、在別紙雖然於惣領者、可為泰朝之沙汰、仍為

後日証文、讓狀如件、

尼深妙 (花押)

弘長貳年八月六日

(C) 尼深妙・志賀泰朝連署讓状¹²

讓與

豊後国大野庄志賀村内近地名地頭職并同村内筑紫尾寺事

右於彼名彼寺者、限永代、所讓與孫子帥房禪季也、更不可有向後之妨、

仍付件名寺於田畠山野料田并門田門畠正用作等者、聊毛不違、日来可

為禪季之沙汰也、但於 関東御公事大番役等者、任名本公田員數、守

志賀能基 (花押)

惣領之配分、可致其沙汰、加様所分事、禪季之父信寂房、雖可相計之、

為所勞者之上、當時彌無正体之間、且禪季をハ、尼并能基故殿か孝養報恩

をもせさせんかためニ、とりわき法師ニ成て、風早の墓堂ニ令置之間、
如此相計者也、但先ニハ朝倉名を禪季雖讓與之、太郎泰朝強歎申之間、
立替彼両所讓與、禪季者也、(中略)

(D) 明真能基書状¹³

尼深妙 在判
藤原泰朝 在判

成安堵御下文候、進候、為御不審、入尼御前・大友殿見參候也、加様無相違成候事、可然御事候、尼御前存世之後、如此成候事、自他悅入候、兼又尼御前之御讓状、御下文に具て進候、此御讓状に付てなりたる御安堵にて候時に、今者これそ御辺の御証文にて候ハんする所候、(中略)

卯月十六日

明真 (花押)

進上 志賀太郎殿

泰朝の舍弟禪季は (C) 「尼并故殿か孝養報恩をもせさせんかためニ、

とりわき法師ニ成て、風早の墓堂ニ令置之間、如此相計者也」とあり、又禪季自身泊寺につき「自祖母深妙・養父明真房之能基 (花押) 手能基 (花押) 讓得之」といつて

いる。つまり禪季は明真房 (能基) の養子として、「風早の墓堂」|| 泊寺におかれて、僧としての修行を積まされており、それは明真房の跡を受けて能直・深妙の孝養報恩、將軍家及び地頭一門の祈祷を行ったためであつた。又「禪季為学文、時々雖令上洛」と云われており、恐らくは東福寺或いは三聖寺にて僧としての修行を積んでいたと思われる。このため弘長二年 (一二六二) 八月三日能基・基直から泊寺院主職を譲られ

(A)、更にこの頃「壹通木工助殿泉屋敷御去状」(木工助殿泉和與御状) (後掲G) とあり、基直より泉屋敷を去り与えられている。更に三日後の八月六日、深妙は能郷が泰朝に譲った志賀村半分 (南方) の地頭職を譲り直している (B)。これには「但此内名田壹所者、所思宛同孫子帥房禪季泰朝也、在別紙」とあり、泊寺院主職の譲与と同じ頃に志賀村南方の

内の名田一所を禅季に譲っている。此の名田は（C）に「但先ニハ朝倉名を禅季雖譲與」とあり、朝倉名であつたことがわかる。泊寺の譲状が能基・基直の連署になつており、泉屋敷の去状が基直から出されている

ことから、下村においても弘長二年以前に能基から基直への地頭職の譲りはなされていてであろう。そして禅季への泊寺をはじめとする名田・屋敷の譲与は祖母深妙と養父明眞の主導のもとにになされていた。

りわきふひんにおもふあいた、さやうのともからあとをハ、申給て
ちきやうし、あまならひにことのゝ、けうやうをもすへきなり、よて
のちのために、しやうくたんのことし、

文永二年一月十三日

深妙
(花押)

好ましいことではなかつた。朝倉名の禪季への譲與に對して「太郎泰朝
強歎申」した為、深妙は朝倉名を近地名地頭職・筑紫尾寺に変更して、
泰朝と連署で譲り直している（C）。又同弘長二年八月一九日深妙は、
大野基直に相模国大友郷の「あら八かたやしき」を、志賀泰朝には同郷
「くわす次郎があとのたやしき」を譲つており、更に同年一月八日に
は「大友の伊藤三郎があとのやしき壹所、ならひに田壹町六反」を泰朝

又上の御ためにもふちうの事あらん」族が出来した場合、その跡を泰朝
が知行するように定めたことは、後にみるように泊寺の売却・譲与の問
題と大きく関係してくる。晩年の深妙が心血を注いだことの一つに、二
親の孝養と一門の無為を析るための泊寺の維持、つまり禪季への譲与と
それに伴い発生した志賀泰朝・大野基直との諸問題の解決が挙げられよ
う。

泰朝の不満を沈めるために執られた措置であつたと思われる。更に近地名地頭職の譲与に際して深妙は、禪季一期の後は別人に譲らず、泰朝子息を弟子或いは養子にして譲るべき旨言い渡しており、禪季は文永八年（一二七一）この旨契状を認めている。^[19]更に深妙は次のような置文を認めている。

(E) 尼深妙置文²⁰

ふこのくに大の、庄のむら／＼の事
〔大友能直〕
ことの、ゆいこんにまかせて、又／＼らうに、むねとゆつるへかりしか
とも、さきたちぬるうへハ、しんしやくハうあに、てもあれハ、そう
をゆつるへけれとも、いたわりの物にてあるあひた、男女の子とともに、
めん／＼にわかちゆつるところなり、た、しあいつくへき子もなく、
又上の御ためにもふちうの事あらん時ハ、たま／＼やすともあまかと
〔大友景直〕
〔志賀郷〕
〔志賀泰朝〕

るが、大野庄地頭の精神的拠り所である泊寺・勝光寺と下村一村の領有から考えて、大野庄全体の諸問題に対し、深妙を補佐してとりまとめるような立場にあつたものと思われる。しかしこうした明眞の立場も惣地頭と呼ばれるような大きな権限ではなく、大野庄地頭に非常に大きな影響力を持つた深妙の没後⁽²⁴⁾、分割配分された各地頭はそれぞれの一族内部で更に惣領制的展開を遂げて自立性を強め、庄地頭としての全体的まとまりは次第に失われていった。⁽²⁵⁾一方ここで禪季が明眞（能基）の養子である事、又近地名・筑紫尾寺については志賀氏から、泊寺・泉屋敷については大野氏からそれぞれ譲られている事は此の後の禪季の立場を大きく規定していると考えられる。

第二節 異国警護番役の勤仕をめぐつて

文永一二年（一二七五）豊後守護大友頼泰は、禪季に対し、蒙古人用心番は惣名泰朝に就いて勤仕するよう命じているが、建治二年（一二七六）閏三月一五日、禪季は異国用心已下の所役については志賀泰朝（志賀村南方惣領）の催促を止めて、惣領守護所の御催に預かりたい旨の申状を差し出している。⁽²⁶⁾それには「於大番以下田卒^{（卒カ）}所課者、守泰朝支配、令勤仕事不及子細、至于異国防禦重事者、直宛禪季之身、預惣領守護所御催、欲令勤仕、其故者、忠失之次第、兼雖難存知、若致分限大功之時者、且預 関東注進、且為顯其名於御引付也」とある。これに対し泰朝は、深妙の譲状（B）及び惣領守護所の下知に背いている旨反論し、「脇名相離事者、廣博之仁猶以被痛申者歟、況於憚弱泰朝乎、尤所賢察也、且守御廻文、自去後三月二日、以舍弟朝秀、為要害警固、雖差進香椎宮中、至禪季者、稱致訴訟之由、打留當役之間、泰朝一身之計略、不合期之條、難堪之次第也」と主張している。「要害警固」とあり、豊後

國は香椎地区の異国警固を担当していた。⁽²⁷⁾禪季は具体的にはこの相論により、異国警固役を勤めていないことがわかる。最初から禪季が意図的にそれをねらつてこの時期に相論を起こしたものか、或いは偶然異国警固役と時期的に重なつたのかは不明である。しかし禪季の主張を検討してみると大番役以下の田率所課と異国防禦を使い分けており、田率所課については泰朝の支配を守り、勤仕することを認めており、異国防禦については守護所から禪季に宛てて直接催促に預かりたい旨を申している。異国防禦とは「忠失之次第」「致分限大功之時者」とある事から、文永の役で展開されたような合戦を念頭においている事は明らかである。或いは文永の異国合戦において、禪季の主張に該当するようなことがあり、その事が此の申状を提出するようになつた直接の契機となつたことも考へられる。更に後述するように、禪季が経済的に窮乏していることも、その基本的原因としてあつたことは否めないであろう。

禪季が泰朝の庶子として、泰朝の惣領制的支配を受けるのは、所領について云えば近地名と筑紫尾寺に限定され、特に大番役以下田率所課の御家人役が賦課されるのは近地名三町三反大についてのみであり、筑紫尾寺には課せられなかつた。まして大野氏から譲られ、下村内に含まれる泊寺と泉屋敷については、泰朝の惣領制的支配は及ばなかつたであろう。禪季に泊寺院主職を安堵した尼深妙の下文は次の如くである。

（F）尼深妙下文⁽³¹⁾

下

豊後国大野庄下村内泊寺院主職事

右、任明眞房之譲、禪季阿闍梨早可令寺務、仍彼寺領田畠山野泉屋敷也、且守御廻文、自去後三月二日、以舍弟朝秀、為要害警固、雖差進香椎宮中、至禪季者、稱致訴訟之由、打留當役之間、泰朝一身之計略、不

文永貳年參月廿二日

尼深妙（花押）

將軍家御祈祷と一門の無為を祈ることが泊寺院主としての勤めであり、御家人役の勤仕や惣庶関係については一切触れられていない。沙彌明真・藤原基直が禪季に泊寺院主職を譲与した連署状（A）にも「但云彼寺之勤行、云地頭之祈祷、任先例可致其沙汰」とあるのみで、御家人役勤仕や惣庶に関する文言はみられない。又、弘安八年の大田文案（表一）をみても、禪季が地頭職を持つているのは近地名のみであり、筑紫尾寺・泊寺・泉屋敷については地頭職は設定されていない。以上から、泰朝と禪季の惣庶関係は近地名の田率賦課の御家人役を中心にして設定されており、泊寺とそれに付属した泉屋敷については、禪季は泰朝から何の制約も受けない立場にあつたと考えられる。禪季のこうした立場が先程の異国防禦をめぐる主張の伏線としてあつたことは否めないであろう。禪季と泰朝の相論の結末を示す史料は残されていないが、恐らく禪季の主張は幕府の認めるところとは成らなかつたであろう。

第三節 泊寺・泉屋敷の売却をめぐつて

禪季は弘安六年（一二八三）泊寺と泉屋敷を大野基直後家尼善阿に売却している。次にその事に関する史料を掲げておきたい。

（G）成重請文³³

故風早尼御前泊寺御讓状并木工助殿泉和与御状、慥預知了、つくしへ持下候て、田中殿より代錢卅貫文御沙汰候者、彼証文二通ハ、田中殿へ付渡まいらせ、御用途をハ、たしかに京へさたし進候へく候、若用途御無沙汰候者、此御証文等、たしかに返上すへく候、ゆめ／＼しきなき事有ましく候、仍為後請状如件、

弘安七年二月廿五日

成重（花押）

（H）僧禪季譲状³⁴
奉譲渡舍兄志賀太郎^{（泰朝）}入道殿豐後國大野庄下村泊寺院主兼地頭職事
右件寺者、自祖母深妙・養父明眞房之^{（天友能基）}○譲得之、知行領掌無相違、而依有直用、去弘安六年之比、相逢大野太郎基直後家尼善阿、売渡直錢肆百五拾貫文畢、爰^{（北条実政）}関東御德政諸国平均之法出来之間、依令致其沙汰、前司退出之刻、壳地等事、関東御教書到著之程者、可置當作毛於中之由、自上^{（泊）}總守殿被仰出之間、存其旨之處、依脚氣所勞更發、既及死門之間、限永代所譲進也、無他妨可令知行給之状、如件、

永仁五年八月五日

僧禪季（花押）

泊寺・泉屋敷の売却とは、具体的には「風早尼御前泊寺御譲状」（F）「木工助殿泉和与御状」等の証文類を善阿に引き渡しており、これに基づいて善阿は安堵の申請を幕府に行つたものと思われる。ところが「さてハとまりのあんとの事ハ、りやうけかたより、そせういてきたり候て、六はらにてそちんにおよひて候事も、いまたさたまらす候へハ、あんとを申候ハんとて、しゆうそのきよしやうを申候へハ、ヘ^{（戸次）}つきのま^{（貞直）}こ太郎殿かたより、さゝへられ候ほとに、いまたきよ状をも給候はす候」とあり、領家三聖寺から訴えられ、六波羅探題で相論が行われている。三聖寺が泊寺の安堵について異論を挟んだのは、恐らくは禪季が三聖寺で僧としての修行を行つており、泊寺が三聖寺の末寺化していたことに依るものであろう。又善阿が愁訴の挙状を申請したのに対し、戸次貞直から支えられているが、戸次貞直は中村の地頭であつたと思われ、戸次貞直が支え申したのは、泊寺が大野庄の地頭一門の祈祷を行うという公的性格を帯びていたためであろう。これに対し善阿は「とまりの事ハ、たうちきやうせぬほとの事の候ハん時ハ、もとのせにをもかへし候ハん、それかない候ハすハ、せに、あたり候ハんほと、ちかちをもさたせられんとおほせられて候」と言つて、泊寺が當知行できないのであれば、錢を

返すか、或いは錢相当分の近地名を引き渡すよう求めている。こうした相論が未だ決着しない永仁五年（一二九七）徳政令が出され⁽³⁷⁾、泊寺は本主禪季に返還されるが、禪季は「脚氣所勞更發に依り、既に死門に及⁽³⁸⁾び、同年八月五日「泊寺院主兼地頭職」を舍兄泰朝に譲与し（H）、間もなく禪季は泊寺にて死去している。⁽³⁹⁾ところが善阿は泊寺の本証文二通（弘長二年八月三日沙彌明真・藤原基直連署状、文永二年三月二三日尼深妙下文）を抑留して、泰朝に渡さず、更に泊寺分早田二段の作稻（員数五九把）につき、善阿、泰朝いずれに属するか幕府の裁許が下される以前に、倉庫を切り破り、運び取つたとして泰朝から訴えられている。結果は、正安二年⁽³⁸⁾（一二〇〇）大友貞親の裁許が下され、いずれも善阿の敗訴となつてゐる。

以上、泊寺・泉屋敷の売却についてその経過を簡単に見てきたが、しかしこれらの売却は大野基直後家尼善阿にとつて、単なる買得以上の特別の意味あいを持つていたと考えられる。云うまでもなく泊寺と泉屋敷は下村内にあり、泊寺は義父明真より、泉屋敷は夫基直よりそれぞれ禪季に去り渡されたものであり、それは能直・深妙の孝養報恩、将軍家及び地頭一門の祈禱を行う為である。しかしだれ生存中は保たれていたと考へられる大野庄地頭としてのまとまりも、深妙や明真の没後は次第に無くなり、分割配分された各一族毎にそれぞれ独立性を強めつた。こうした中において、二親の孝養と地頭一門の無為を祈ると言う泊寺の機能も次第に変質せざるを得なくなり、自立割拠しつつある各地頭の私寺⁴⁰化しつつあつたものと思われる。善阿の泊寺買得は、泊寺と深い関係にある大野氏の氏寺化をねらつたものと考えられ、戸次貞直が支え申したのはそれを阻止する意味があつたと考えられる。結局、泊寺は永仁の徳政令と文永二年の尼深妙置文により、禪季に返却され、志賀泰朝に譲与される事となるのであるが、泉屋敷については、此の後も志賀

氏の所領としては見えず、恐らく大野氏の所有に帰したものと思われる。

近地名については、深妙の指示通り正応五年（一二九二）禪季は志賀朝郷を養子として譲つてゐる。筑紫尾寺もこの時同時に譲られたものと思われるが、筑紫尾寺については、その後志賀貞朝の所有に帰してゐる。一方志賀氏の所有に帰した泊寺は、正安三年（一二〇二）泰朝より嫡子貞朝に譲られている。⁽⁴¹⁾ここにいたつては泊寺は、深妙の二親の孝養と地頭一門の無為を祈るとは裏腹に、志賀氏の氏寺と化しているが、下村内に存在したため支障があつたと思われる。貞朝は新たに志賀村南方に法寿寺を建立し、元徳二年（一二三三〇）泊寺をはじめとして筑紫尾寺・中尾寺・岩屋寺を法寿寺に寄進して、家門繁昌の祈禱と先祖及び貞朝の菩提を訪わせている。⁽⁴²⁾更に正慶二年（一二三三）法寿寺の修理・寺地・長老職以下のことにつき置文を認めており、法寿寺が泊寺に代わり志賀氏の氏寺として整備された姿を窺うことができる。

むすび

深妙は、二親の孝養及び地頭一門の祈禱を行わせるため、明真房を泊寺に入れ、更に禪季を其の養子として入寺させ、大野庄地頭の精神的拠り所とした。しかし大野庄は朝直早世、能郷病弱と言う偶然的条件のため、男女の子息に分割配分されており、深妙の没後は庄地頭として全体的まとまりを欠いていたと思われる。こうした中で泊寺は早晚その性格の変化を余儀なくされ、分割配分された各地頭の氏寺化せざるを得ない運命にあつたと思われる。泊寺の氏寺化をめぐつて争つたのが、泊寺の存在する下村地頭で明真房の流れをくむ大野氏と志賀村地頭で禪季の惣領にあたる志賀氏であるが、結果的には志賀氏の氏寺化している。一方禪季は、僧としては、明真房の養子として修行を積んでおり、泊寺・泉

屋敷を譲与されるなど、大野氏との繋がりを持ち、武士団としての惣領制的関係においては志賀氏一族に属し、近地名・筑紫尾寺を譲与されるなど両属的関係にあった。そのため、大野氏と志賀氏の泊寺の氏寺化をめぐる争いの渦中に置かれていた。禅季と志賀泰朝の異国警固をめぐる相論には、こうした禅季の置かれた立場が微妙に反映しているように思われる。

(注)

- (1) 例えは羽下徳彦『惣領制』(至文堂、一九六六年)、福田豊彦「第二次封建関係の形成過程」(安田元久編『初期封建制の研究』、吉川弘文館、一九六四年)等。
- (2) 渡辺澄夫編『豊後国莊園公領史料集成』七巻上、大野荘史料四五号(別府大学付属図書館発行、一九九二年、以下史料四五号と略す)。
- (3) 「三聖寺領豊後国大野荘の成立と伝領に関する一試論」(『大分県地方史』一五三号、一九九四年)。
- (4) 渡辺澄夫「豊後国大野荘における在地領主制の展開」(『大分県地方史』三八・三九・四〇合併号、猶内容と体裁を若干変更して同氏著『増訂豊後大友氏の研究』、第一法規出版、一九八二年にも再録)。
- (5) 史料一五号。
- (6) 史料一九号。
- (7) 渡辺氏前掲論文。猶「豊前々司(大友能直)墓堂については、勝光寺とする上田純一「豊後大友氏の禅宗受容について」(川添昭二編『九州中世史研究』第三輯、文献出版、一九八二年)がある。従うべき見解であろう。

史料二〇・二二号。

史料二五号。

史料二七号。

史料二八号。

史料三一号。

史料三四号。

史料五五号。

史料五九号。猶、泊寺については渡辺澄夫・上田純一の前掲論文以外に、外山幹夫「大友氏と禅宗」(『九州史学』三三号、一九六五年)がある。

史料四二号。大野町大字田中に小字として「泉」があり、現在は廃屋となっているが「大塚」と呼ばれる屋敷があり、屋号を「泉屋敷」と呼んでいた。すぐ下に分家の「大塚定」氏の家が現在もある。

史料二九号。

史料三〇号。

史料三七号。

史料三五号。

(21) 泰朝自身禅季との相論において、後に見るよう自らを「尙弱泰朝」とよんでいる(史料四〇号)。

史料三三号。

(23) 外山幹夫は「為御不審」を「深妙及び大友頼泰は不審として受け止めた」と解釈されている(「大友氏の惣領制」(同氏著『大名領国形成過程の研究』一九八三年、雄山閣出版))が、それでは前後の意味が矛盾すると考えられ、「御不審が為」とは、「深妙・頼泰が不安に思っているため」と言う位の意味に理解した方が適切

であろう。

(24) 本文に述べた志賀氏・大野氏・禪季をめぐる諸問題における深妙の役割の外、詫磨氏と志賀氏の志賀村の境争いに関する深妙の役割（史料二四号）や「庄田か田六反、やしき壱所」を詫磨氏から志賀氏に譲り替えた深妙の置文（史料二四・三三二号）等深妙の大野荘における影響力の大きさを窺うことができる。外山幹夫前

注論文参照。又文永二年三月廿三日深妙下文（史料三六号）が現存する深妙の最後の発給文書であり、その後文永八年三月五日の

（25） 禪季契状（史料三七号）には「故風早禪尼」とあり、この間に卒去したものと思われる。

渡辺澄夫編『豊後国大野荘史料』解説（吉川弘文館、一九七九年）、鈴木英雄「惣領制に関する二三の問題」（安田元久編『日本封建制成立の諸前提』、吉川弘文館、一九六〇年）。

史料三八号。

史料三九号。

史料四〇号。

（26） 異国警固については川添昭一『注解元寇防墨編年史料』（福岡市教育委員会発行、一九七一年）の解説編参照。

（27） これらの点については拙稿「豊後国大野荘における莊園制的所領構成」（『日本歴史』五八七号掲載予定）を参照いただければ幸いである。

史料三六号。

（28） 但し、後掲の永仁五年の禪季譲状（H）には「下村泊寺院主

（29） 地頭職」とあり、これ以降「院主職兼地頭職」として表現される（史料九九号）。又筑紫尾寺も元徳二年の志賀正玄（貞朝）寄進状に「筑紫尾寺院主職^兼田畠山野」（史料九九号）とあり、同

様に地頭職が設定されている。もしこれらの泊寺・筑紫尾寺に当初から地頭職が設定されていれば、大田文案に記載されているはずであり、従つて弘安八年以降永仁五年までの間に地頭職が設定されたと思われる。いかなる理由により設定されたのかに就いては今後の課題としたい。

史料四三号。

史料五五号。

史料五〇号。

渡辺氏注（4）論文。

史料五四号。

史料五九号。

史料六八号。

史料七九・九九号

史料六二号。

史料九九号。

史料一〇八号。

史料九九号。

史料一〇八号。

（30） 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33

（31） 32 31

志賀(近地)禪季と泊寺について

A Study of the Relation of Zenki-Shigan to the Tomari Temple

吉 良 国 光
Kunimitsu Kira